

# 春の叙勲、危険業務従事者叙勲等 受章者のご紹介

凡例  
勲章の種類  
氏名  
(住所)  
功労・功績名  
主要経歴

おめでとうございます。各界で尽力し、受賞（章）された皆さんを紹介します。 ※順不同  
問い合わせ／秘書課（内線2013）

## 春の叙勲・褒章



### 緑綬褒章

ともだち文庫さん  
(宮前)  
社会奉仕活動功績  
現 地域交流支援活動奉仕団体



### 藍綬褒章

おおしま としこ  
大島 俊子さん  
(滝馬室)  
統計調査功績  
元 国勢調査員



### 瑞宝小綬章

はとり けんいち  
羽鳥 賢一さん  
(屈巢)  
経済産業行政事務功労  
元 特許庁審判部審判長

## 危険業務従事者叙勲



### 瑞宝双光章

うちだ ゆきみつ  
内田 幸満さん  
(本町)  
警察功労  
元 警視長



### 瑞宝双光章

おおしま のりお  
大島 知男さん  
(本町)  
警察功労  
元 埼玉県警視



### 瑞宝双光章

かとう まさお  
加藤 政夫さん  
(前砂)  
警察功労  
元 警視庁警部



### 瑞宝双光章

こにた くにこ  
小荷田 邦子さん  
(吹上本町)  
学校保健功労  
現 学校薬剤師

## 高齢者叙勲

# 国民健康保険のお知らせ

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652）

## 令和4年度国民健康保険税率の改正

市では、持続可能で安定した国保事業の運営のため、令和4年度から段階的に税率改正を行っていきます。

また、県では、市町村ごとに異なる保険税率を統一することを目指しています。本市は、県内の税率を統一する際の指標となる県の標準保険税率と比較して低い保険税率であることから、段階的な税率改正が必要となります。

### 令和4年度 国民健康保険税率

	所得割 (前年度比)	均等割 (前年度比)
医療分	6.9% (△0.1%)	20,000円 (+4,000円)
支援金分	2.3%	13,000円
介護分	2.0% (+0.3%)	16,000円 (+2,000円)
合計	11.2% (+0.2%)	49,000円 (+6,000円)

## 課税限度額の引き上げ

国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金分、介護分からなっており、法改正により今年度の課税限度額（保険税の上限）は医療分が2万円、支援金分が1万円引き上げられました。

### 令和4年度 国民健康保険税率

課税限度額	令和3年度	令和4年度
医療分	63万円	65万円 (+2万円)
後期高齢者支援金分	19万円	20万円 (+1万円)
介護分	17万円	17万円 (変更なし)
合計	99万円	102万円 (+3万円)



# 国民年金のお知らせ

問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)  
国保年金課年金担当(内線2437)

## ■ 年金額の改定 ■

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されます。改定後の年金額は、6月上旬より順次送付される年金額改定通知書等でお知らせします。

## ■ 国民年金付加年金制度について ■

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料(令和4年度16,590円)に付加保険料400円を上乗せして納めることで、将来、受給する老齢基礎年金額を増やすことができます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。2年間受給すると納付した付加保険料の総額と同額になるためお得です。

申込み先／国保年金課・両支所福祉グループ

- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります
- 国民年金第2号被保険者・第3号被保険者・国民年金保険料の免除適用者・国民年金基金に加入されている方は、納付の申込みができません
- 付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ／国保年金課後期高齢者医療担当(内線2662・2663)

## ■ 新しい被保険者証の送付 ■

窓口負担の見直しに伴い、今年度は被保険者証を、被保険者全員に対して特定記録郵便(転送不要)で2回送付します。窓口負担の見直しの詳細は広報3月号11ページをご覧ください。

交付月	有効期間	記載の負担割合
7月	令和4年8月1日～9月30日	1割又は3割
9月	令和4年10月1日～令和5年7月31日	1割、2割又は3割

※有効期限切れの被保険者証は、国保年金課・両支所福祉グループに返却又は自身で裁断する等処分してください

## ■ 保険料率について ■

2年ごとに保険料率の見直しを行っており、令和4年度の保険料率は右記のとおりです。なお、年間の賦課限度額は66万円です。

均等割額=44,170円  
所得割率=8.38%

## ■ 保険料の納付について ■

令和3年中の所得を基に算定した保険料の決定通知書を7月に送付します。納付方法は、特別徴収(年金からの天引き)と、普通徴収(納付書又は口座振替による納付)の2種類です。

### ■ 普通徴収(納付書払い又は口座振替)の場合

第1期(8月1日)からの納付となります。期限内に金融機関等での納付又は引落し口座への入金をお願いします。令和3年度中に保険料の軽減や変更等により年金天引きが中止された方も、年金天引きが再開される場合があります

### ■ 特別徴収(年金天引き)のみの場合

10月より本徴収が開始されます。4月以降に年金天引きされている方は、8月までが仮徴収となり、今回計算された保険料から仮徴収額を引いた金額が本徴収の金額となります。年金天引きの方は、申請により納付方法を口座振替へ変更できます

## ■ 普通徴収は口座振替が便利です

国民健康保険税を口座振替していた方も、改めて申請が必要です

■ 手続方法 / 通帳など口座番号のわかるものと通帳印を持参のうえ、金融機関、国保年金課、両支所福祉グループ(国保年金課・両支所で手続きをする場合、取扱金融機関は限られますが、キャッシュカード・暗証番号で手続きできます)※手続きの日から1ヶ月以内に納期限を迎えるものは口座振替が間に合いません

## ■ 医療費が高額になるときは

高額な医療費がかかりそうな場合、事前に「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」や「医療限度額適用認定証」の交付を受けることで、窓口で支払う医療費の自己負担額を軽減することができます。交付には事前に申請が必要です。また、交付を受けるには所得等の条件があります。詳細は市HPをご覧ください。



▲市HP

